

ニノ夫々不勤ヲ為シ居レリ

(一) 總同盟ニ京華工組合各端第一支部ノ行動

(1) 決議案ノ編成

九月二十七日 華義團ノ編成ヲ為シ本部ニ各端町
小村井九ノ支部事務所内ニ設置ス組合所屬解雇
者ハ午前九時ヨリ午後四時迄本部ニ召集スルヲ
例トシテ一部ノ者ニ放水ヲ為シ居レリ

(四) 支部所屬解雇者ノ暴行

解雇後ニ山田金次郎ハ九月二十七日午前一時半
頃五端町高西川五一號工課長山中石藏方ニ放水
ニ硝子ノ破損シタルヲ以テ所轄寺島署ニ檢挙
スルニ今ノ今ニ今人ハ是レノ山田中ニ會見シテ

雇ノ理由ヲ難詰スヘク田中方ノ訪レタルニ起キ

出テサルヲ前記暴行ヲ為シタルモノニテ被害者

ハ告訴ノ意思ナキヲ以テ警察犯處罰令第二條第

十一號ニ依リ拘留五日ニ處ヒリ

(二) 組合所屬解雇職工ノ死亡

解雇職工大川松次ハ九月二十八日午後八時自宅

ニ於テ急性尿毒症ノ為急死シ三十日葬儀ヲ執行

ス組合員八十名會葬シタルカ何等事故ナシ

(三) 應援狀況

青年前衛隊員須藤勇吉榮義一等ハ華義團本部ニ

宿泊シ團員指導ノ任ニ當リ組合至事田中小二郎

並ニ吾孀第二第三支部員等ハ時々來訪激勵シ居